

アビリティセンター株式会社

厚生労働大臣許可番号 38-ユ-050003

新居浜オフィス 愛媛県新居浜市坂井町二丁目3番17号 新居浜テレコムプラザ 4F

松山オフィス 愛媛県松山市永代町13番地 松山第2電気ビル 1F

高松オフィス 香川県高松市田町11番地5 セントラル田町ビル 6F

高知オフィス 高知県高知市本町4丁目1番16号 高知電気ビル 7F

徳島オフィス 徳島県徳島市八百屋町3番26号 大同生命徳島ビル 8F

返戻金制度について

◆本制度の適用範囲

当社による職業紹介サービスにおいて就職した労働者

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社日から6ヶ月以内に、本人の都合による退職、又は本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める料率で求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1か月以内に退職した場合 75%
- (2) 入社後2か月以内に退職した場合 50%
- (3) 入社後3か月以内に退職した場合 25%
- (4) 入社後6か月以内に退職した場合 5%

ただし、以下の場合、この返戻金制度は適用しません。

- ①紹介予定派遣により派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
 - ②求人者の事由に起因する退職、求人者の都合による解雇の場合
- また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをすることがあります。